

## 三役会専決規程

公益社団法人 東京都山岳連盟

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人東京都山岳連盟（以下、本連盟と称す）において、会長、副会長、専務理事で構成される三役会の専決事項、方法等について定めるものとする。

### (専決)

第2条 本規程でいう専決は、専務理事配下の局部長、委員長等がやむを得ない理由により協議できない事項について、原則として監事、専門部、専門委員会を管轄する理事の了解を得て裁決することをいう。

- 2 原則として、専決者は、会長、副会長、専務理事による三役会とする。
- 3 副会長、専務理事の連絡がつかない場合でなおかつ喫緊な判断を要する場合は、会長のみで専決することができる。

### (専決の報告)

第3条 専決内容、結果等を監事、理事および専決内容に係る局部長、委員長などへ報告すること。

### (専決事項)

第4条 三役会は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 事務局常勤、非常勤等の労務管理・福利厚生に関すること。
- (2) 債権の免除・効力の変更のうち、当該の結果が本連盟に有利であると認められるもの。
- (3) 緊急を要する物品の購入
- (4) 豪雨、地震、噴火、津波、第Ⅰ類ならびに第Ⅱ類感染症の流行などによる災害に起因する緊急の通達。これには事業の中止を含む。
- (5) やむを得ない事情による予算の改編に関わる事項。
- (6) 規程、規則に記載されていない事項の決定と通達。
- (7) 専門部長、専門委員長、局長、隊長の管轄外の事案の決定。
- (8) 喫緊の事案で、専門部長、専門委員長、局長、隊長が多忙等を含む何らかの理由により裁決できない事項
- (9) その他、上記に記載されていない事項で緊急あるいは災害などにより協議困難な事項

**(専決事項における監事の役割)**

第5条 監事は、三役会の専決が法令・定款への違反行為がある場合、ならびに専決によって本連盟に著しい損害が発生する可能性が高い場合は、三役の専決を差し止めることができる。(法人法第103条を適用)

**(改廃)**

第6条 本規程の改廃は理事会の承認を必要とする。

附則 2020年5月12日 理事会にて承認。発効。